

**第 56 期 滋賀地方最低賃金審議会**  
**令和 5 年度 第 5 回滋賀地方最低賃金審議会**  
**議事録**

開 催 日 時	令和 5 年 11 月 1 日 (水) 9 時 57 分 ~ 10 時 20 分
開 催 場 所	滋賀労働局 共用会議室
出 席 状 況	公益代表委員 出席 <u> 4 </u> 人 (定数 5 人) 労働者代表委員 出席 <u> 5 </u> 人 (定数 5 人) 使用者代表委員 出席 <u> 5 </u> 人 (定数 5 人) 事務局 <u> 5 </u> 人
出 席 者	公益代表委員 石井利江子 片山 聡 木下康代 平井建志 労働者代表委員 相澤三千代 池内正博 榎並典朗 大江彰宏 大西省三 使用者代表委員 川口剛史 楠亀博美 中村宏幸 西田保夫 水野 透 事 務 局 小島労働局長、中井労働基準部長、 口賃金室長、辰巳賃金指導官 浜口労働基準監督官
主 要 議 題	特定(産業別)最低賃金専門部会報告について 特定(産業別)最低賃金の改正決定について(答申)
議 事 録	別紙のとおり

○事務局（室長）

おはようございます。

ただ今から、「第5回 滋賀地方最低賃金審議会」を開催いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、本審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の委員の皆様の出席状況について、報告します。

公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名の計14名のご出席です。

したがって、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいておりますので、本審議会が有効に成立していることを報告します。なお、公益代表の佐野委員におかれましては、事前にご欠席のご連絡をいただいております。

本審議会は、滋賀地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項の規定により公開としており、傍聴及び取材の申込みを受け付けておりましたところ、本日は傍聴及び取材を希望される方がおられなかったことを報告いたします。

また、本審議会は、滋賀地方最低賃金審議会運営規程第7条に基づき、議事録をホームページに公開しますことを、お知らせします。

それでは、これからの議事進行は、平井会長にお願いします。

○会長

みなさん、おはようございます。

委員の皆様には、お忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。

それでは、議事を進めてまいります。

まず、議題（1）「特定（産業別）最低賃金専門部会報告について」です。

8月23日に滋賀労働局長から諮問があった4件の特定（産業別）最低賃金の

改正決定について、各専門部会で審議され、当審議会に「報告書」が提出されました。

各部会長に代わって、事務局から各専門部会報告書の朗読をお願いします。

○事務局（指導官）

それでは、専門部会報告書を朗読いたします。

お手元の資料1ページからが専門部会報告書となっておりますので、ご覧いただけますでしょうか。

なお、朗読に際しましては、最低賃金の件名及び専門部会の名称につきましては略称を用いさせていただき、専門部会委員のお名前は割愛させていただきます。また、別紙につきましては4の金額及び6の効力発生の日のみとさせていただきます。

最初の窯業・土石製品製造業以外につきましては、最低賃金の件名、専門部会部会長名及び金額のみとさせていただきます。

滋賀地方最低賃金審議会 会長 平井建志 殿

滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金専門部会 部会長 佐野 洋史

滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年8月23日、滋賀地方最低賃金審議会において付託された滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

最低賃金額 1時間 1,000円

効力発生の日 法定どおり

一般機械器具製造業最低賃金専門部会報告書

部会長 平井 建志

最低賃金額 1時間 1,013円

精密・電気機械器具製造業最低賃金専門部会報告書

部会長 木下 康代

最低賃金額 1時間 1,003円

自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会報告書

部会長 片山 聡

最低賃金額 1時間 1,016円

以上でございます。

○会長

ただ今、事務局から朗読がありました専門部会の報告書について、各専門部会の部会長は、追加すべき説明事項等ございますでしょうか。

○各部会長

〔追加説明等申し出なし〕

○会長

無いようでしたら、続いて、委員の皆様は、4件の専門部会報告について、何か意見や質問等、ありましたらお願いいたします。

○各委員

〔特にありませんの声〕

○会長

特にご意見等が無いようでしたら、次の議題(2)「特定(産業別)最低賃金の改正決定について(答申)」に移ります。

先ほど専門部会報告があった4件の特定(産業別)最低賃金の改正について、滋賀では最低賃金審議会令第6条第5項「特定最低賃金専門部会の議決をもって審議会の議決」は適用しておりませんので、この審議会において審議し、議決する必要がございます。

先ほどの専門部会報告において、各委員からご意見・ご質問等がございませんでしたので、これから採決を行うことといたします。

採決に当たり、4件の特定(産業別)最低賃金の件名につきましては、略称といたしますので、よろしく申し上げます。

事務局は、現在の定足数の確認をお願いします。

#### ○事務局(室長)

現在、会長を除き、13名の委員が出席しております。採決の定足数は満たしていることを報告いたします。

#### ○会長

はい、ありがとうございます。

では、それぞれ採決に移りたいと思います。

まず、窯業・土石製品です。

「滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金」は、専門部会報告のとおり「現行の967円を33円引上げ、1,000円に改正する」として、答申してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

#### ○各委員

(賛成者は挙手：13名)

○会長

全員賛成です。全会一致で可決いたしました。

したがいまして、「滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金」については、「現行の967円を33円引上げ、1,000円に改正する」ことを本審議会の決定として、答申いたします。

○会長

次は、一般機械器具です。

「滋賀県一般機械器具製造業最低賃金」は、専門部会報告のとおり「現行の978円を35円引上げ、1,013円に改正する」として、答申してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

○各委員

(賛成者は挙手：13名)

○会長

全員賛成です。全会一致で可決いたしました。

したがいまして、「滋賀県一般機械器具製造業最低賃金」については、「現行の978円を35円引上げて、1,013円に改正する」ことを本審議会の決定として、答申いたします。

○会長

次は、精密・電気です。

「滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金」は、専門部会報告のとおり「現行の 965 円を 38 円引上げ、1,003 円に改正する」として、答申してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

○各委員

（賛成者は挙手：13 名）

○会長

全員賛成です。全会一致で可決いたしました。

したがって、「滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金」については、「現行の 965 円を 38 円引上げ、1,003 円に改正する」ことを本審議会の決定として、答申いたします。

○会長

続きまして、自動車です。

「滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金」は、専門部会報告のとおり「現行の 981 円を 35 円引上げ、1,016 円に改正する」として、答申してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

○各委員

（賛成者は挙手：13 名）

○会長

全員賛成です。全会一致で可決いたしました。

したがいまして、「滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金」については、「現行の 981 円を 35 円引上げ、1,016 円に改正する」ことを本審議会の決定として、答申いたします。

各特定（産業別）最低賃金について、ただ今の結果のとおり、

・窯業・土石製品製造業最低賃金	1,000 円
・一般機械器具製造業最低賃金	1,013 円
・精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金	1,003 円
・自動車・同附属品製造業最低賃金	1,016 円

として滋賀労働局長に答申いたします。

それでは、事務局から「答申文（案）」を配布の上、朗読をしてください。

○事務局（室長）

「答申文（案）」を作成いたしますので、しばらくお待ちください。

○事務局

（「答申文（案）」の配布）

○会長

それでは、朗読をしてください。

○事務局（指導官）

それでは、答申文（案）を朗読いたします。

なお、朗読に際しましては、専門部会報告と同様に最低賃金の件名につきましては略称を用いさせていただき、別紙は金額及び効力発生の日のみとさせていただきます。

最初の窯業・土石製品製造業以外につきましては、件名及び金額のみとさせ



ていただきます。

滋賃審第 20 号

令和 5 年 11 月 日

滋賀労働局長 小島 裕 殿

滋賀地方最低賃金審議会 会長 平井 建志

滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 5 年 8 月 23 日付け滋労発基 0823 第 2 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり  
の結論に達したので答申する。

別紙

最低賃金額 1 時間 1,000 円

効力発生の日 法定どおり

一般機械器具製造業最低賃金

最低賃金額 1 時間 1,013 円

精密・電気機械器具製造業最低賃金

最低賃金額 1 時間 1,003 円

自動車・同附属品製造業最低賃金

最低賃金額 1 時間 1,016 円

以上でございます。

○会長

ただ今、事務局から 4 件の特定(産業別)最低賃金の改正に係る「答申文(案)」の朗読がありましたが、これについて、何かご意見 又は ご質問等は、ございますか。

○各委員

〔意見等上がらず〕

○会長

無いようでしたら、これをもって、答申しますので、(案)を取って、日付欄に今日の日付を入れてください。

それでは、滋賀労働局長に答申いたします。

○事務局(室長)

会長から局長に4件の「答申文」を手交いたしますので、会長と局長は、お手数ですが、前にお進みください。

○事務局(室長)

それでは、4件まとめて「答申文」の手交をお願いいたします。

答申

会長 局長 [4件の答申文をまとめて手交]

○事務局(室長)

ありがとうございました。

○会長

事務局は、答申後の特定(産業別)最低賃金の発効までの手続きについて説明をしてください。

○事務局(室長)

本日、答申をいただいた4件の特定(産業別)最低賃金の改正決定は、最低

賃金法第 15 条第 3 項において準用する第 11 条第 1 項に基づき、本日付けで答申の要旨を公示し、異議の申し出を受け付けます。異議申出期限は、同条第 2 項に基づき「公示のあった日から 15 日以内」ですので、11 月 16 日(木)までとなります。

異議の申し出がなければ、滋賀労働局長は、答申どおりに特定(産業別)最低賃金を決定します。

例年、特定(産業別)最低賃金に係る異議申出はありませんが、仮に、異議申出があった場合は、異議申出期日の翌日である 11 月 17 日(金)に、同法第 11 条第 3 項に基づき、第 6 回滋賀地方最低賃金審議会を開催し、異議について審議し、結論を出して、異議申出に係る審議会意見を滋賀労働局長に答申することとなります。

答申後は、速やかに滋賀労働局長は、答申の内容に基づき特定(産業別)最低賃金を決定します。

答申後は、4 件の特定(産業別)最低賃金をまとめて、12 月 1 日に、改正決定の官報公示を行い、同法第 19 条第 2 項に基づき、公示の日から 30 日を経過した 12 月 31 日から効力が生じることとなります。

以上です。

#### ○会長

最後に局長から、ご挨拶いただけるということですので、お願いいたします。

#### ○事務局(局長)

ただ今、8 月 23 日に諮問いたしました、4 件の特定最低賃金の改正決定の答申をいただきました。

これらの特定最低賃金の改正審議に当たりまして、各専門部会の委員の皆様におかれましては、短い期間に慎重かつ真摯にご審議をいただき、結審いただ

くことができましたことに、誠に厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

労使の各委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場、ご主張があった中におきまして、合意形成に向けて特段のご努力をいただき、また、公益委員の皆様におかれましては、難しい審議のとりまとめいただいたことにつきまして、大変ご尽力をいただき、日程どおり、滞りなく、4つの専門部会全てで、「全会一致」の結審をいただいたと報告を受けております。

全会一致は、単に全委員が賛成したということではなくて、審議結果が提示する最賃金額の説得性、信頼性の担保という観点からも重い意味を有するものと考えており、産別最賃のあるべき姿、意義からしても大変ありがたい結果と受け止めております。

また、本日いただきました答申につきましては、お蔭様をもちまして、年内発行の目途が立ったところでございます。

ご審議をいただきました委員の皆様には、改めまして心より感謝申し上げます。

今後は、改正されます特定（産業別）最低賃金の周知と、その履行確保に向けて焦点が移ってまいりますが、滋賀労働局といたしましては、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、今後におきましても変わらぬご支援を賜うことをお願い申し上げます、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は本当にありがとうございました。

○会長

ありがとうございました。

最後に、議題（3）「その他」です。何かございますでしょうか。

○事務局（室長）

事務局から3点、ご連絡させていただきます。1点目は、11月17日（金）午前10時から開催を予定しております、特定（産業別）最低賃金の異議申立を審議していただきます滋賀地方最低賃金審議会開催の有無についてです。異議の申し出がなければ開催いたしませんので、「異議申出の有無」については、前日の11月16日（木）午後5時15分過ぎに、委員の皆様にもメールでご連絡いたしますので、メールのチェックをよろしくお願いいたします。

2点目について、少し先の話となりますが、令和5年度の特定（産業別）最低賃金改正に係る意向表明等を審議いただく3月に開催する「滋賀地方最低賃金審議会」の日程調整の件です。

日程ですが、お手元に事務連絡をお配りしておりますとおり、令和5年3月6日（水）7日（木）8日（金）のいずれか1日で開催を予定しております。日程調整表の様式につきましては、今日、明日中に、メールで送付いたしますので、会場確保の都合上、11月10日（金）までに、メールかFAXでご回答の程、よろしくお願いいたします。

3点目、先ほど局長からもお話ししております、最低賃金額の周知・広報についてでございます。

滋賀労働局といたしましては、10月1日から効力が発生しております改正滋賀県最低賃金と、業務改善助成金とを併せまして、特定（産業別）最低賃金の広報につきましても、滋賀県下19市町広報誌への掲載依頼をはじめ、チラシ、ポスター、周知用品の作成、配布と今後も幅広く周知活動を展開していきたいと考えております。

委員の皆様におかれましても、様々な機会を通じて最低賃金の周知につきましても、お力添えを賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、12月25日（月）のお昼休みに、当庁舎玄関前において、おおつひかるくんをゲストに迎え、チラシ、周知用品の配布を計画しておりますので、よ

るしければ是非ご参加いただければと思います。

最後に、産業別最低賃金の改正決定等に当たりまして、各専門部会におきまして鋭意ご審議いただきましたことを改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上でございます。

#### ○会長

委員の皆様におかれましては、先の地域別最低賃金に引き続き、本日は、4件の特定（産業別）最低賃金の改正審議にご尽力いただき、無事答申することができました。

ありがとうございました。

これをもちまして、「令和5年度 第5回 滋賀地方最低賃金審議会」を終了いたします。

お疲れ様でした。